

## 2023 年度周知文書の変更部分解説（溶接溶断篇）

### 表紙

新	旧
<p>機器の老朽化などによる事故が多 毎日の点検（消費の基準）に加え 定期的なオーバーホール をお願いします。</p>  <p>※乾式安全器 3年</p> <p>※調整器 7年</p>	<p>機器の老朽化などによる事故が多発しています。 毎日の点検（消費の基準）に加えて、年次点検、 定期的なオーバーホール をお願いします。</p>  <p>※調整器 7年</p> <p>※乾式安全器 3年</p> <p>※がわかりにくくなったので、協調した。</p>

## 2.管理・操作・点検

### ◇ガスの消費にかかわる注意事項

新	旧
<p>充填容器等のバルブは静かに開閉し、<u>バルブや コックが適切に操作できるよう、表示等の措置 を施さ</u>なければなりません。元弁は十分開けて 使用し、使用後は必ず完全に閉止します。</p>	<p>充填容器等のバルブは静かに開閉しなければなり ません。元弁は十分開けて使用し、使用後は必 ず完全に閉止します。</p>

液石則 58 条 10 号→53 条 14 号 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

新	旧
<p>またプロパンガスの消費に際しては、必要な場 所へ適切な警報器と静電気除去設備を備えな ければなりません。</p>	

液石則 58 条 10 号→53 条 1 項 12 号 消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。  
同 53 条 1 項 5 号 消費施設には、当該施設から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所  
に、液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

### ◇管理点検

新	旧
<p>ホースは定期的に硬化したり、磨耗したり、亀裂 がないか必ず点検し、<u>ガスの漏洩事故などにな らないよう、異常があれば</u>ただちに新品と交換 しましょう。</p>	<p>ホースは定期的に硬化したり、磨耗したり、亀裂 がないか必ず点検し、<u>異常があればガス漏えい による事故の起きるおそれがあるので、</u>ただ ちに新品と交換しましょう。</p>

日本語の分かりやすさの問題？

新	<p>書に従って、安全に留意して正しく操作してください。</p> <p>まず、可燃性ガスを出して着火する</p> <p>この後、切断酸素を出して作業を開始する</p> <p>次に余熱酸素を調整して中性炎にする</p> <p>必ずこの順番</p>	<p>カーの再検査も受けてください。もちろん、<b>検査の間も逆火防止装置なしでは消費してはなりません。</b></p> <p>点検中、必要な設備がない間も支障がないよう、予備品を準備しておき代用するか、点検期限を機会に新品等に交換することもぜひご検討ください。</p> <p>※ 労働安全衛生総合研究所発行の「ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針」に明記されました。</p> <p>閉める時は必ずその逆順で</p>
旧	<p>器の取扱説明書に従って、安全に留意して正しく操作してください。</p>	<p>用開始後年一回は定期自主検査を行い、3年毎※にメーカーの再検査も受けてください。もちろん、<b>検査の間も逆火防止装置なしでは消費してはなりません。</b></p> <p>点検中、必要な設備がない間も支障がないよう、予備品を準備しておき代用するか、点検期限を機会に新品等に交換することもぜひご検討ください。</p> <p>※ 労働安全衛生総合研究所発行の「ガス切断・ガス溶接等の作業安全技術指針」に明記されました。</p>

切断用酸素バルブを開放しないで切断作業をしているのに違和感があるため、コメントを加えた。要はアセのバルブと、余熱酸素のバルブの順番を間違えないように注意してもらえればいいと思う。

### 3.使用環境

#### ◇高圧ガスの使用環境

新	旧
容器は常に <u>直射日光を避けて 40℃以下に保ち、</u> 湿気水滴などの腐食を防止して使用する	容器は常に <b>40℃以下に保ち、直射日光、</b> 湿気水滴などを避け、腐食を防止して使用する

#### ◇火気・可燃物に対する注意

新	旧
ガスの使用場所には消火器（B-10 以上）と十分な量の防火用水を備えるとともに、5m以内は喫煙・火気を禁じ、 <u>引火性のもの、</u> 油脂類を置いてはなりません。	ガスの使用場所には消火器（B-10 以上）と十分な量の防火用水を備えるとともに、5m以内は喫煙・火気を禁じ、 <b>引火性、</b> 油脂類を置いてはなりません。

### 5.事故への対応

新	旧
高圧ガスにかかわる出火等の災害や、安全弁の破裂も都道府県等（市町村へ権限移譲がなされている場合は、市消防等所定の機関） <b>に対し事故届を行わなければならない、届出を怠った</b> 場合は法違反となります。	高圧ガスにかかわる出火等の災害や、安全弁の破裂も都道府県等（市町村へ権限移譲がなされている場合は、市消防等所定の機関） <b>へ事故届が必要で、届出を行わなかった</b> 場合は法違反となります。

### 6.その他

#### ◇禁止行為（無届の製造・販売など）

新	旧
容器は適正な所有者表示（刻印や適正な表示） <b>をせず</b> 所有してはなりません。	容器は適正な所有者表示（刻印や適正な表示） <b>なしに</b> 所有してはなりません。

以上も日本語の分かりやすさの問題？

## 2023 年度周知文書の変更部分解説 (LP 篇)

### 2.管理・操作・点検

#### ◇管理点検～毎日のチェック

新	旧
高圧ガス設備の機能は、日々の取扱者の努力で担保 <u>されており</u> 、ホース、調整器、バルブ等の設備は日々の点検が不可欠です。	高圧ガス設備の機能は、日々の取扱者の努力で担保 <u>されているため</u> 、ホース、調整器、バルブ等の設備は、日々の点検が不可欠です。

日本語の分かりやすさの問題？

### 3.使用環境

新	旧
容器は常に 4 0℃以下に保ち、直射日光、湿気水滴などを避け、腐食を防止して使用し、 <u>適切な静電除去設備を備えて</u> 、バルブの保護と転倒防止を行うとともに、 <u>バルブやコックは誤操作を防止するため、開閉方向や開閉状態の表示など安全かつ適切に操作できる措置をとらなければなりません</u> 。	容器は常に 4 0℃以下に保ち、直射日光、湿気水滴などを避け、腐食を防止して使用し、あわせてバルブの保護と転倒防止を行わなければなりません。

液石則 58 条 10 号→53 条 1 項 12 号 消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。  
同 53 条 14 号 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

新	旧
フレームロッド、圧力センサー、遮断弁などの燃焼安全装置は正常に作動することを確認し <u>て正しく使用し</u> 、バイパス弁を開けたまま <u>燃焼させない</u> でください。	フレームロッド、圧力センサー、遮断弁などの燃焼安全装置は正常に作動することを確認し、 <u>燃焼中は正しく使用しましょう。バイパス弁を開けたままの燃焼は行わないでください</u> 。

ここも日本語の分かりやすさの問題？

### 5.事故への対応

#### ポイント (コラム)

新	旧
※配管で接続している場合はもちろん、非接続容器同士でも、原則 22.5m 以内にあるものは、充填量を合算しなければなりません。	※配管で接続していない容器同士でも、原則 22.5m 以内にあるものは、充填量を合算して計算しなければなりません (接続されていれば必ず合算します)。

文章短縮のため。

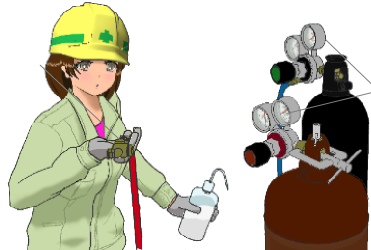
※以上変更されたポイントは、両周知文書とも液石則の第 53 条 (第 58 条からの引用) 5 号,12 号,14 号の部分の抜けを補ったところかと思われます。実はこの部分は各資料に抜けており、特に消費者保安講習会テキスト (消費の基準部分) などには今年度中に補っていきたいところです。

## 保安委員会の「継続的保安文書改訂プロジェクト」の進捗報告

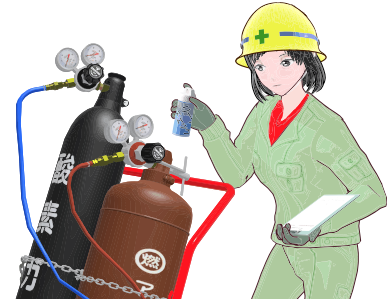
- 余談ですが、2020年までのイラストは、半自動のイラスト生成ソフトを利用していたので、キャラクターは商用利用可の既製品で、全容連独自のものではありませんでした。いつまでも既製品ではオリジナリティに欠けるため、一昨年から（講演がなくなって暇だったので）手書きキャラに書き換え始めましたが、これでは絵が描けない人へ引き継げないと（昨年終活中なので）、今年からVRMの3Dキャラをポージングソフトで成形しイラスト化しているため、いずれの問題も解決したと思われます。



2016年度ごろ



2021年度ごろ～



本年度～

※ちなみに3Dキャラ作成ソフト(VroidStudio)は無料で、ポージングソフト(VRM Posing Desktop / Steam)は1200円ぽっきりのシェアウェアです。ちなみに基本無料でも使用可能なドネーションウェア MagicalDesktop などでも同様のことができるはずですが、ただ小物を配置するのに一工夫いるので、この環境を試用してみました。ちなみに、MS Office2019以降では、WORDなどにも3Dモデル(glb,fbx,3mf)が取り込めて配置できるため、横(前後に重ねるのも含めて)に配置するのであれば、問題なしですが。

現在保安委員会では、定期的（短い周期）な保安文書の見直しを、この周知文書の毎年更新を含め、消費者保安講習会テキストや周知文書の解説書なども担当しておりますが、この中にははっきり言って著作権侵害に当たる写真が少なからず存在します。イラストの類はほぼ100%前出の半自動のイラスト生成ソフトで書き換えてしまいましたが、いわゆるオリジナリティに欠ける部分と、商用利用可とはいえ利用するためにはライセンスの購入を余儀なくされます。

環境を整えるのに高額なライセンスを揃える必要があるということは、現在推し進めようとしている「継続的保安文書更新システムの構築」プロジェクトの弊害になると思われ。それらのイラストも順次今回周知文書に使用したタイプへすべて変更していく予定です。

ただ他にも、現在利用している環境（例えば今回のキャラクタを作るために利用したソフトウェア類で、衣服の生成に必要なだったお絵かきソフト、フォトタッチソフトや、3Dモデリングソフト、そもそも周知文書自体の構成に利用しているレイアウト、グラフィックデザインツール等）は有料のメーカー一品であるため、これらも廉価版やフリーウェアに移行して問題が無いかをチェック中です。

具体的には ——

Adobe Illustrator/InDesign	→	<a href="#">CorelDRAW Graphics Suite</a>	→	Affinity Designer/ Publisher + Vector Magic
CLIP STUDIO PAINT EX	→	Corel PaintShop Pro	→	Affinity Photo PHOTO SPACE X Inkspase
Adobe Photoshop				
Metasequoia	→	Blender		

などなど・・

さらには、現在のニュースから拝借している事故現場の写真のようなものや、爆発瞬間・火災中の写真なども、イメージとしてあればいいので、画像生成AIで描かせた似たような絵に差し替えることも可能と思われます。他にも話題のChat-GPTにテキストの原稿を書かせるとか、校正させるなど役立てられないかを鋭意検討中です。

※いい情報があれば委員長までお知らせ下さい。

